

令和7年3月13日

各 位

小田島商事株式会社  
代表取締役社長 小田島 隆

### 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

弊社は、山形県等が発注する動物用医薬品等の入札に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

本日、弊社は、公正取引委員会より、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたことを、下記のとおりご報告申し上げます。

お客様や地域の皆さま、お取引先をはじめ関係者の皆さまに、ご心配とご迷惑をお掛けしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、この度の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、今後の再発防止と信頼回復に全力を尽くす所存でございます。

### 記

#### 1. 排除措置命令の概要

独禁法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものであるため、今後同様の行為が行われないように必要な措置を講じること等を命じる。

#### 2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額： 2,700,000円

なお、弊社は公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、課徴金の額は30%減額されております。

以上